



クーポン加盟店舗募集

お申し込みは下記 URL より

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/2022zenkoku/jigousya/>

日本中から大阪いらっしゃいキャンペーン2022

クーポン加盟店舗向け募集要項兼利用規約

(令和4年9月16日 第二稿)

1 事業目的

本事業は、全国から大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の釀成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内等の観光関連事業者への支援とする。

2 キャンペーンの概要

(1) 事業名称

日本中から大阪いらっしゃいキャンペーン2022

(2) 事業内容

旅行事業者が取扱う募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行で、日帰り若しくは宿泊を伴うプランを利用又は大阪府内宿泊事業者が提供する日帰り若しくは宿泊プラン等を利用する日本国内に居住する旅行者に対し、以下を付与する。

① 旅行・宿泊代金の割引

旅行・宿泊代金の総額40%で、一人一泊あたり上限5,000円（宿泊を伴う交通付旅行商品（※）は、一人一泊あたり上限8,000円）の割引を実施。

※宿泊を伴う旅行商品に、事務局が設定する判断基準を満たす運送サービスを、旅行事業者が手配し、一体として提供する旅行商品のこと。

② 地域クーポンの配布

本キャンペーンに参画する大阪府内もしくは宿泊施設に準ずる施設内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能な有効期限（※）のあるクーポンであるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※日帰りプランの場合は、旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。

宿泊プランの場合は、チェックイン（搭乗）日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌のいずれか早い日付まで有効。

(3) 実施期間

事務局が指定する期間

※除外日を設ける場合がある。

※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の命令等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。

(4) 対象者

対象者は下記①②をいずれも満たすことを条件とする。

① 日本国内に居住する旅行者

② ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方

※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象

※詳細については、本キャンペーンサイト（後日公表）を参照

3 おおさか PAY とは

regionPAY（※）のアプリを活用し、加盟店舗でのみ利用可能な有効期限のある決済ポイント。

※ 各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ。

4 加盟店舗の参画要件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内等の観光関連事業者（詳細は下記（1）及び（2）を参照）

（1）該当する事業者

下記①⑮に該当する事業者は大阪府発行の「ゴールドステッカー」の認証店であること

下記②～⑮に該当する事業者は大阪府発行の「ブルーステッカー」の取得店であること

ただし、下記⑮に該当する事業者で、当該ステッカーの対象とならない事業者においては、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している事業者であることを条件とする。

業種	例示
①飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコート等
②小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等 ※イートインが併設の場合、「クーポン利用を持ち帰りに限る」
③鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバス等
④海上運送	観光船、遊覧船等
⑤航空運送	遊覧飛行等
⑥レンタカー	レンタカー等
⑦観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園、キャンプ場等
⑧体験型アクティビティ	乗馬、陶芸体験、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサ

	イクル等
⑨スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビー等
⑩劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演等
⑪文化施設	美術館、博物館
⑫タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑬旅館・ホテル・旅行事業者 ※1	宿泊施設におけるオプショナルツアー、アクティビティ、追加飲み物代等
⑭その他	
⑮宿泊施設に準ずる施設 ※2	施設内における飲食店・売店等

※1 クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関する追加費用（部屋のアップグレード代金、レイチチェックアウト代金等）の支払いは除く

※2 「日本中から大阪いらっしゃいキャンペーン 2022宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」に基づき、宿泊施設に準ずる施設として参画済みの施設。

(2) 次に掲げる事業者は対象外とする。

① 日常使いとなりえる業態の店舗

(コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場等)

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗
(キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等)

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けた場合は、対象事業者とすることができます。

③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設

④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

⑤ 次項「5 おおさか PAY の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者

⑥ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

また、(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

または個人であってはならない。

- ⑦ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

5 おおさか PAY の使用対象とならないもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内等の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等については おおさか PAY の使用対象としない。

- (1) 出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等債務の支払い
- (2) 有価証券、金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、コンビニで金券として利用できる引換券）等の換金性の高いものの購入
- (3) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金及び宿泊代金自体に関する支払い
- (8) 旅行代金及び宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイイトチェックアウト代金等）の支払い
- (9) クーポンを利用するサービス等が大阪府内もしくは本キャンペーンに参画する宿泊施設に準ずる施設内で完結しないもの
- (10) その他、事務局がおおさか PAY の使用対象として適当と認めないもの

6 加盟店舗の責務

(1) 事務局が別途提供する加盟店舗マニュアルに基づき、おおさか PAY と引き換えに商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。

(2) 加盟店舗登録認証後（以下、「認証後」という。）にお渡しする ID・PW（パスワード）を用いて、速やかに管理画面にログインし、利用者が利用できるように受け入れ準備を行うこと。

(3) 認証後にお渡しする加盟店舗の決済用 POP・キャンペーンステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。

(4) 取引においておおさか PAY での決済を拒否しないこと。

なお、利用者のクーポン残高不足時の際はクーポンと現金又はキャッシュレス決済等と合算にて対応を行うこと。但し、クーポン加盟店舗側の事情によりその対応が取れない場合は、予め書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。

(5) 決済時においては、店舗が QR を掲示する方式（MPM 方式）※1 及び利用者が QR を提示する方式（CPM 方式）※2 双方での決済対応を原則とする。

・ MPM 方式による決済：事務局から店舗ごとに付与する店舗用 QR を店内掲示し、利用者が読み取りを行う。

・ CPM 方式による決済：店舗側のデバイスで、利用者が提示する QR の読み取りを行う。

店舗側において、通信可能かつ iOS 又は Android OS 及びカメラ機能が

有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。

※利用者の利便性向上の観点から、加盟店舗側においては、MPM 及び CPM 双方の決済対応を原則とするが、やむを得ない場合には MPM 方式のみの対応も可とする。

※1 MPM 方式・・・店舗：QR 揭示／利用者：QR 読取



※2 CPM 方式・・・利用者：QR 提示／店舗：QR 読取



- (6) おおさか PAY にて購入の商品の返品及び返金は原則不可とする。
- (7) 加盟店舗又は利用者の金額誤入力により決済額に誤りが生じても事務局は一切関与しないため、決済の際に必ず金額を確認して処理を行うこと。
- (8) おおさか PAY を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (9) おおさか PAY での決済方法含め、当事業に従事する従業員に加盟店舗向けマニュアルに記載の内容を周知すること。
- (10) 加盟店舗登録の取り下げをおこなう場合は、取り扱いを中止する 1 週間前までに事務局へその旨を申し出ること。
- (11) 本キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (12) 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウィルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。
(内閣官房 業種別ガイドライン一覧)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220819>
- (13) 前各項に定める責務を果たさない場合は、加盟店舗からの登録を取消す場合がある。

7 換金手続き

- (1) 利用者の決済情報は、認証後にお渡しする ID・PW を用いて、管理画面にて確認可能。
- (2) 振込みについては後日送付の加盟店舗マニュアルに記載のスケジュール(概ね 1 ヶ月に 2 回)を目安に、ご申請頂く口座へ振込み実施。

(3) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しない。

8 加盟申請手順

(1) 本キャンペーンサイトより、加盟店舗登録ページへアクセス

URL : <https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/2022zenkoku/jigousya/>

(2) 募集要項兼利用規約へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。

(3) 事務局にて申請内容を審査し、加盟店舗として承認された後にメールにて通知する。

(4) 令和4年9月16日（金）から登録開始。

※Webサイトにて申込が出来ない場合は、コールセンターに連絡。

9 不正利用等

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されない。万一不正利用を行った場合、加盟店舗からの登録取消及び法的措置の対象とする。

なお、本キャンペーンの利用に関する事業者と利用者間に生ずるトラブルについて、事務局は一切責任を負わない。

(1) 偽って対象施設として登録すること。

(2) おおさかPAYの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。

(3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。

(4) その他、本キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

10 その他

(1) 本募集要項兼利用規約に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。

(2) 加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトで広報を行う。

(3) 国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。

(4) 加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。

① 本事業に関すること

② 今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討又は実施する場合の情報提供

③ 大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリー キャンペーン）

11 問い合わせ先

大阪いらっしゃいキャンペーン2022事務局 コールセンター

電話番号：06-7167-6929

受付時間：10時から19時（土日祝も受付）